

中分類 20—ゴム製品製造業

総 説

この中分類には、天然ゴム類、合成ゴムなどから作られたゴム製品、すなわち、タイヤ、チューブ、ゴム製履物、ゴム引布、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品、更生タイヤ、再生ゴム、その他のゴム製品を製造する事業所が分類される。

なお、プラスチック製の履物を製造する事業所も本分類に含まれる。

主として糸ゴム入りの繊維製品を製造する事業所は中分類 11—繊維工業 [118] に、他から受け入れたゴム引布からゴム引布製衣服及び縫製品を製造する事業所は中分類 12—衣服・その他の繊維製品製造業に、合成ゴムを製造する事業所は中分類 17—化学工業 [1736] にそれぞれ分類される。

小分類 番 号	細分類 番 号
------------	------------

201 タイヤ・チューブ製造業

2011 自動車タイヤ・チューブ製造業

主としてトラック、バス、乗用車、小型トラック、二輪自動車、産業車両、建設車両、農耕車両及び航空機用のタイヤ、チューブ（ソリッドタイヤを含む）及びフラップ、リムバンドを製造する事業所をいう。

ただし、主として更生タイヤを製造する事業所は小分類 209 [2094] に、タイヤ、チューブを製造せず主としてフラップ、リムバンドを製造する事業所は小分類 203 [2033] に分類される。

○自動車タイヤ製造業；自動車チューブ製造業

×更生タイヤ製造業 [2094]；フラップ・リムバンド製造業 [2033]

2012 自転車タイヤ・チューブ製造業

主として自転車、リヤカー、手押し運搬車など内燃機関を装着しない車両用のタイヤ、チューブ（ソリッドタイヤを含む）及びフラップ、リムバンドを製造する事業所をいう。

タイヤ、チューブを製造せず主としてフラップ、リムバンドを製造する事業所は小分類 203 [2033] に分類される。

○自転車タイヤ・チューブ製造業；リヤカータイヤ・チューブ製造業；一輪車タイヤ・チューブ製造業

- 202 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
- 2021 ゴム製履物・同附属品製造業
主として地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴、総ゴム草履、総ゴムサンダルなどを製造する事業所及びゴム製の履物用部分品・附属品を製造する事業所をいう。
○地下足袋製造業；ゴム底布靴製造業；ゴム靴製造業；ゴム草履製造業；ゴム製履物用部分品・附属品製造業
×布製甲被製造業 [1259]
- 2022 プラスチック製履物・同附属品製造業
主としてプラスチック（合成皮革を含む）を甲とし、底にゴム又はプラスチックを使用した履物を製造する事業所及びプラスチック製の履物用部分品・附属品を製造する事業所をいう。
主として甲又は底になめし革を使用した履物を製造する事業所は中分類 21 [2141] に分類される。
○プラスチック製靴製造業；合成皮革製靴製造業；プラスチック成形靴製造業；ヘップサンダル製造業；バックレスサンダル製造業；プラスチック製射出成形サンダル製造業；プラスチック製草履製造業；プラスチック製スリッパ製造業；プラスチック製履物用部分品・附属品製造業
×革製履物製造業 [2141]；革製サンダル製造業 [2141]；木製サンダル製造業 [1399]
- 203 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業
- 2031 ゴムベルト製造業
主としてコンベヤベルト、平ベルト、Vベルトを製造する事業所をいう。
○ゴムベルト製造業
- 2032 ゴムホース製造業
主として編上げホース、布巻きホース、その他のホースを製造する事業所をいう。
○ゴムホース製造業
×工業用ゴム管製造業 [2033]
- 2033 工業用ゴム製品製造業
主としてゴムベルト、ゴムホース以外の車両、船舶、航空機用のゴム製部分品・附属品及び一般工業用のゴム製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、防振ゴム、防げん（舷）材、ゴム管、ゴムロール、ゴムライニング製品、ゴム製パッキン類、ゴム製シール類、エボナイト製品、ゴム板、スポンジゴム製品、ゴム製テープ類、ゴム系接着剤などである。
○防振ゴム製造業；工業用エボナイト製品製造業；工業用ゴムロール製造業；工業用ゴム管製造業；工業用ゴム板製造業；工業用スポンジゴム製品製造業；ラップ・リムバンド製造業；ゴム系接着剤製造業；ゴムライニング加工業
×ゴムベルト製造業 [2031]；ゴムホース製造業 [2032]

209 その他のゴム製品製造業

2091 ゴム引布・同製品製造業

主としてゴム引布を製造する事業所及び同一の事業所でゴム引布から一貫して防水外衣、潜水服、空気入り製品などのゴム引布製品を製造する事業所をいう。

他から受け入れたゴム引布からゴム引布製衣服及び縫製品を製造する事業所は中分類 12 に分類される。

○ゴム引布製造業；ゴム引布製品製造業（ゴム引布から同製品まで一貫生産するもの）
×ゴム引布製衣服・縫製品製造業（他から受け入れたゴム引布によるもの）[12]；ゴム引布製かばん・袋物製造業 [2161, 2171]；ハンドバッグ製造業 [2172]

2092 医療・衛生用ゴム製品製造業

主として医療・衛生用のゴム製品を製造する事業所をいう。

○ゴム製医療用品製造業（ゴム手袋など）；コンドーム製造業；ゴム製乳首製造業
×ゴム手袋製造業（医療用を除く）[2099]

2093 ゴム練生地製造業

主として更生タイヤ、履物、工業用品などに用いるゴム練生地を製造する事業所をいう。

○更生タイヤ練生地製造業
×更生タイヤ製造業 [2094]

2094 更生タイヤ製造業

主として古タイヤから更生タイヤを製造する事業所をいう。

ただし、主として自動車タイヤの修理を行う事業所は大分類 Q-サービス業（他に分類されないもの）[8619] に分類される。

○更生タイヤ製造業
×自動車タイヤ修理業 [8619]

2095 再生ゴム製造業

主として他から受け入れた古タイヤ、古チューブ、くずゴムから再生ゴムを製造する事業所をいう。

主として古タイヤ、くずゴムなどを集めて販売することを目的とし、再生ゴムの製造を行わない事業所は大分類J-卸売・小売業〔5249〕に分類される。

○再生ゴム製造業

×古ゴム集荷業〔5249〕

2099 他に分類されないゴム製品製造業

主として他に分類されないゴム製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、フォームラバー、糸ゴム、ゴムバンド、ゴム手袋（医療用を除く）、スポンジゴム製品（工業用を除く）、ゴム製漁業用浮子、ゴム製防毒面、ゴム製気球、ゴム製戸止め、消しゴム、ゴム製印材、ゴムタイル、ゴム製マット類、ゴム板（工業用を除く）、ゴム栓（キャップ）、ゴム製吸着盤などである。

○フォームラバー製造業；糸ゴム製造業；ゴムバンド製造業；ゴム手袋製造業（医療用を除く）；ゴムタイル製造業；ウェットスーツ製造業

×組ひも製造業〔1184〕；工業用ゴム板製造業〔2033〕；工業用スポンジゴム製品製造業〔2033〕；フォームラバー製寝具製造業〔1291〕；医療用ゴム手袋製造業〔2092〕

中分類 21—なめし革・同製品・毛皮製造業

総 説

この中分類には、なめし革製造業、毛皮製造業及び各種のなめし革製品、再生革製品を製造する事業所が分類される。かばん、袋物の製造は材料のいかんを問わず本分類に含まれる。

なめし革製及び毛皮製衣服を製造する事業所は中分類 12—衣服・その他の繊維製品製造業 [1259, 1257] に、運動用具及びがん具を製造する事業所は中分類 32—その他の製造業 [323] にそれぞれ分類される。

小分類 細分類
番号 番号

211 なめし革製造業

2111 なめし革製造業

主として皮のなめし、調整、仕上げを行う事業所をいう。

仕上げられた革に塗装その他の装飾を行う事業所も本分類に含まれる。

○皮なめし業；なめし革製造業；タンニンなめし革製造業；クロムなめし革製造業；

水産革製造業；は虫類革製造業；皮さらし業；染革業

×毛皮製造業 [2181]

212 工業用革製品製造業（手袋を除く）

2121 工業用革製品製造業（手袋を除く）

主として工業用革製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、ベルト、パッキン、紡織機用エプロンバンド、織機用ピッカーなどである。

ただし、主として工業用革手袋を製造する事業所は小分類 215 [2151] に分類される。

○革ベルト製造業；パッキン製造業（なめし革製）；ガスケット製造業（なめし革製）；

紡績用エプロンバンド製造業；工業用革ベルト製造業；ローハイドビニオン製造業；

自転車用サドル革製造業；チューブホース製造業（なめし革製）；オイルシール製造業（革製）；工業用ピッカー製造業

×革手袋製造業 [2151]

- 213 革製履物用材料・同附属品製造業
- 2131 革製履物用材料・同附属品製造業
主として革製履物の底、かかと、その他の革製履物材料及び靴革ひも、
その他の革製履物附属品を製造する事業所をいう。
○製靴材料製造業（革製）；靴底製造業（革製）；靴革ひも製造業（完成したもの）；
革製履物材料製造業；靴中敷物製造業（革製）
- 214 革製履物製造業
- 2141 革製履物製造業
主として全部又は一部（甲又は底）がなめし革製の長靴、短靴、サン
ダル、スリッパ、草履などの履物を製造する事業所をいう。
○革靴製造業；サンダル製造業（革製）；スリッパ製造業（革製）；草履製造業（革製）
×足袋製造業〔1242〕；地下足袋製造業〔2021〕；靴中敷物製造業（革製）〔2131〕；ゴ
ム製履物製造業〔2021〕；プラスチック製履物製造業〔2022〕
- 215 革製手袋製造業
- 2151 革製手袋製造業
主として革製手袋を製造する事業所をいう。
合成皮革製の手袋を製造する事業所も本分類に含まれる。
○革製手袋製造業；手袋製造業（合成皮革製のもの）；工業用革手袋製造業；スポ
ル用革手袋製造業
- 216 かばん製造業
- 2161 かばん製造業
主として材料のいかんを問わず、携帯用かばんを製造する事業所をい
う。
主な製品は、スーツケース、手提かばん、トランク、かかえかばん、
ランドセル、肩掛けかばん、書類入れ、スポーツ用バッグ、楽器用ケース、
化粧用ケース、光学器具用ケース、携帯ラジオ用ケースなどである。
○革製かばん製造業；繊維製かばん製造業；金属製トランク製造業；プラスチック製
かばん製造業（合成皮革を含む）；バルカナイズドファイバー製トランク製造業；ゴ
ム引布製かばん製造業
- 217 袋物製造業
- 2171 袋物製造業（ハンドバッグを除く）
主として材料のいかんを問わず、身の回り用袋物を製造する事業所を

いう。

主な製品は、名刺入れ、財布、札入れ、がまぐち、小物入れ、眼鏡入れ、たばこ入れ、くし入れ、定期入れなどである。

○革製袋物製造業；プラスチック製袋物製造業（合成皮革を含む）；繊維製袋物製造業；紙・ストロー製袋物製造業；金属製袋物製造業；ビーズ・人造真珠製袋物製造業；携帯用袋物製造業；ゴム引布製袋物製造業；財布製造業；たばこ入れ製造業
×ハンドバッグ製造業 [2172]

2172 ハンドバッグ製造業

主として材料のいかんを問わず、ハンドバッグを製造する事業所をいう。

○革製ハンドバッグ製造業；プラスチック製ハンドバッグ製造業；繊維製ハンドバッグ製造業；セカンドバッグ製造業

×かばん製造業 [2161]；財布製造業 [2171]

218 毛皮製造業

2181 毛皮製造業

主として毛皮のなめし、調整、縫合、染色、仕上げなどを行う事業所をいう。

○毛皮製造業；毛皮縫製業；毛皮染色・仕上業

×毛皮製衣服・身の回り品製造業 [1257]

219 その他のなめし革製品製造業

2199 その他のなめし革製品製造業

主として他に分類されないなめし革製品を製造する事業所をいう。

ただし、なめし革製の衣服あるいはなめし革裏地の衣服を製造する事業所は中分類 12 [1259] に分類される。

○室内用革製品製造業；つり（吊）革製造業；腕時計用革バンド製造業；首輪製造業（革製）；服装用革ベルト製造業；革製肩帯製造業；帽子つば革製造業；革と製造業；カットガット製造業；ケン（すじ）製造業；革クッション製造業；革まくら製造業；馬具製造業（革及び類似品のもの）；ばん（鞆）具製造業（革及び類似品のもの）；むち製造業（革製のもの）

×なめし革製衣服製造業 [1259]；なめし革製運動用具製造業 [3234]；自転車用サドル革製造業 [2121]；プラスチック製つり（吊）革製造業 [1997]

中分類22－窯業・土石製品製造業

総 説

この中分類には、板ガラス及びその他のガラス製品、セメント及び同製品、建設用粘土製品、陶磁器、耐火物、炭素及び黒鉛製品、ほうろう鉄器、研磨材料、骨材、石工品、石こう（膏）製品、石灰及び石綿製品などを製造する事業所が分類される。

小分類 細分類
番号 番号

221 ガラス・同製品製造業

2211 板ガラス製造業

主として普通板ガラス、変り板ガラス、フロートガラス、磨き板ガラス、すりガラス、合わせガラス、強化ガラスなどを製造する事業所をいう。

ただし、主として他から受け入れた板ガラスから合わせガラス、強化ガラスなどを製造する事業所は細分類 2212 に分類される。

○板ガラス製造業

×強化ガラス製造業 [2212]；合わせガラス製造業 [2212]；すりガラス製造業 [2212]；曲げガラス製造業 [2212]；複層ガラス製造業 [2212]

2212 板ガラス加工業

主として他から受け入れた板ガラスからすりガラス、合わせガラス、強化ガラス、曲げガラス、鏡などを製造する事業所をいう。

○すりガラス製造業；合わせガラス製造業；強化ガラス製造業；曲げガラス製造業；複層ガラス製造業；自動車用ガラス製造業；石英ガラス製造業

×板ガラス製造業 [2211]；光学レンズ製造業 [3154]；眼鏡レンズ製造業（個人の注文によるものを除く）[3161]

2213 ガラス製加工素材製造業

主として加工用素材としてのガラス製品であって、ガラスの粉、粒、塊、棒、管などを製造する事業所をいう。

主として電球・電子管用バルブを製造する事業所も本分類に含まれる。

○光学ガラス素地製造業；電球類用ガラスバルブ製造業；電子管用ガラスバルブ製造業；アンプル用ガラス管製造業；ガラス繊維原料用ガラス製造業；電子機器用基盤ガラス製造業

×石英ガラス製造業 [2212]；眼鏡用ガラス製造業 [2219]；漁業用浮玉製造業 [2219]；
白熱電球製造業 [2731]

2214 ガラス容器製造業

主としてガラス製の飲料容器、食料容器、調味料容器、化粧品容器などを製造する事業所をいう。

主な製品は、ビール瓶、酒瓶、牛乳瓶、清涼飲料用瓶、滋養飲料用瓶、しょう油瓶、こしょう瓶、化粧用クリーム瓶などである。

ただし、食卓用及びちゅう房用のコップ、皿、鉢、バター入れ、湯沸しなどを製造する事業所は細分類 2216 に、理化学用及び医療用の耐酸瓶、アルコール瓶、試薬瓶などを製造する事業所は細分類 2215 に分類される。
○ビール瓶製造業；酒瓶製造業；牛乳瓶製造業；サイダー瓶製造業；しょう油瓶製造業；化粧瓶製造業

×コップ製造業 [2216]；皿製造業 [2216]；耐酸瓶製造業 [2215]；フラスコ製造業 [2215]；魔法瓶用ガラス製中瓶製造業 [2219]；魔法瓶製造業 [3278]

2215 理化学用・医療用ガラス器具製造業

主として理化学及び医療・衛生用ガラス器具を製造する事業所をいう。

主な製品は、フラスコ、ピーカー、シリンドル、標本瓶、培養皿、乳鉢、吸い飲み、洗浄用品、耐酸瓶、アルコール瓶、一般薬瓶、試薬瓶などである。

○フラスコ製造業；ピーカー製造業；標本瓶製造業；耐酸瓶製造業；アルコール瓶製造業；試薬瓶製造業；試験管製造業；注射筒製造業（目盛りのないもの）；アンプル製造業；耐熱ガラス製理化学用・医療用器具製造業；寒暖計・体温計用ガラス製造業

2216 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業

主として卓上用ガラス器具及びちゅう房用ガラス器具を製造する事業所をいう。

主な製品は、コップ、皿、鉢、バター入れ、ソース及びしょう油差し、柄付きパン、コーヒー沸しなどである。

○コップ製造業；皿製造業；しょう油差し製造業；耐熱ガラス製ちゅう房用器具製造業；インキスタンド製造業；金魚鉢製造業；花瓶製造業；灰皿製造業（ガラス製）

2217 ガラス繊維・同製品製造業

主としてガラス繊維（長繊維、短繊維）及びガラス繊維製の布、テーブ、マット、ボード、フィルタなどの製品を製造する事業所をいう。

主としてガラス繊維を他から受け入れてガラス繊維製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

- ガラス繊維製造業；ガラス繊維製品製造業；石英系光ファイバ素線製造業
- ×強化プラスチック（F. R. P）製品製造業〔1943 又は 1944〕；光ファイバケーブル製造業〔2442〕

2219 その他のガラス・同製品製造業

主としてその他のガラス製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、照明器具用ガラス、眼鏡用ガラス、時計用ガラス、漁業用ガラス浮玉、建設用ガラス製品、石英ガラス製品などである。

- 照明器具用ガラス製造業；時計用ガラス製造業；シャンデリアガラス製造業；石英ガラス製品製造業；ガラスブロック製造業；多泡ガラス製造業；電灯かさ製造業（ガラス製のもの）；眼鏡用ガラス製造業；漁業用ガラス浮玉製造業；魔法瓶用ガラス製中瓶製造業；ガラス製絶縁材料製造業
- ×寒暖計・体温計用ガラス製造業〔2215〕；ガラス製がん具製造業〔3231〕；魔法瓶製造業〔3278〕；眼鏡レンズ製造業〔3161〕；模造真珠製造業（ガラス製のもの）〔2293〕

222 セメント・同製品製造業

2221 セメント製造業

主としてポルトランドセメント、高炉セメント、シリカセメント、フライアッシュセメントなどを製造する事業所をいう。

- ポルトランドセメント製造業；高炉セメント製造業
- ×気硬性セメント製造業〔2299〕

2222 生コンクリート製造業

主として生コンクリートを製造する事業所をいう。

- 生コンクリート製造業

2223 コンクリート製品製造業

主としてコンクリート製の管、柱、くい、板、ブロックなどを製造する事業所をいう。

- 主として生コンクリートを製造する事業所は細分類 2222 に、気泡コンクリート製品を製造する事業所は細分類 2229 に分類される。
- コンクリートパイプ製造業；コンクリートポール製造業；コンクリート管製造業；空洞コンクリートブロック製造業；土木用コンクリートブロック製造業；道路用コンクリート製品製造業；テラゾー製造業；プレストレストコンクリート製品製造業（ま

くら木, はり, けた, 矢板など) ; 建築用プレキャストコンクリートパネル製造業
×生コンクリート製造業 [2222] ; 気泡コンクリート製品製造業 [2229]

2229 その他のセメント製品製造業

主として石綿セメント製, 木材セメント製, セメントモルタル製, 気泡コンクリート製の板, ブロックなどの各種セメント製品を製造する事業所をいう。

○石綿スレート製造業 ; 石綿管製造業 ; 木毛セメント板製造業 ; 木片セメント板製造業 ; パルプセメント板製造業 ; 厚形スレート製造業 ; 気泡コンクリート製品製造業 ; スラグせっこう板製造業 ; 窯業外装材製造業
×アスファルトブロック製造業 [1841] ; タールブロック製造業 [1841]

223 建設用粘土製品製造業 (陶磁器製を除く)

2231 粘土かわら製造業

主として粘土製の棟飾りを含む粘土製屋根かわらを製造する事業所をいう。

ただし, 主として厚形スレートを製造する事業所は小分類 222 [2229] に分類される。

○粘土かわら製造業

×厚形スレート製造業 [2229]

2232 普通れんが製造業

主として建築用れんが, 築炉用外張りれんがを製造する事業所をいう。

主として耐火れんがを製造する事業所は小分類 225 [2251] に分類される。

○普通れんが製造業 ; 建築用れんが製造業 ; 築炉外張りれんが製造業 ; 輸装用れんが製造業

×耐火れんが製造業 [2251]

2233 陶管製造業

主として土木建築用下水陶管及びその類似品を製造する事業所をいう。

主としてコンクリート管を製造する事業所は小分類 222 [2223] に分類される。

○陶管製造業 ; 土管製造業

×コンクリート管製造業 [2223]

- 2239 その他の建設用粘土製品製造業
主としてその他の土木・建築用粘土製品を製造する事業所をいう。
主な製品は、テラコッタ、ストーブライニング用品、煙突などである。
○テラコッタ製造業；ストーブライニング用品製造業；粘土がわら白生地製造業
×タイル製造業（石タイルを除く）[2246]：石タイル製造業 [2283]
- 224 陶磁器・同関連製品製造業
- 2241 衛生陶器製造業
主として硬質、半硬質の衛生陶器、配管用取付品及び附属品を製造する事業所をいう。
主な製品は、浴槽、洗面手洗器、便器、水槽など及びこれらの附属品である。
○衛生陶器製造業（硬質、半硬質のもの）；衛生陶器用配管用品製造業
- 2242 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
主として食卓用、ちゅう房用の陶磁器を製造する事業所をいう。
○陶磁器製食器製造業；陶磁器製ちゅう房器具製造業；陶磁器製こんろ製造業；土なべ製造業
×花瓶製造業（陶磁器製のもの）[2243]；ランプ台製造業（陶磁器製のもの）[2243]
- 2243 陶磁器製置物製造業
主として陶磁器製置物を製造する事業所をいう。
○陶磁器製置物製造業；陶磁器製花瓶製造業；陶磁器製ランプ台製造業
×陶磁器製がん具製造業 [3231]
- 2244 電気用陶磁器製造業
主としてがい子、がい管、電気用特殊陶磁器など電気用陶磁器を製造する事業所をいう。
○陶磁器製絶縁材料製造業；がい（碍）子・がい（碍）管製造業；電気用特殊陶磁器製造業；電気用セラミック製品製造業
- 2245 理化学用・工業用陶磁器製造業
主として理化学及び工業用陶磁器（電気用を除く）を製造する事業所をいう。
○理化学用陶磁器製造業；工業用陶磁器製造業；熱電対保護管製造業；温度計用陶磁器製造業；理化学用・工業用セラミック製品製造業

2246 陶磁器製タイル製造業

主として床タイル、壁タイルなどの陶磁器製タイルを製造する事業所をいう。

主としてタイルの紙はり、網はりなどの加工を行う事業所も本分類に含まれる。

○陶磁器製タイル製造業；うわ（釉）薬タイル製造業；モザイクタイル加工業（紙はり、網はりなど）

×石タイル製造業 [2283]；プラスチック製タイル製造業 [1923]；ゴムタイル製造業 [2099]

2247 陶磁器絵付業

主として陶磁器に絵付けなどの装飾加工を行う事業所をいう。

○陶磁器絵付業；陶磁器製がん具絵付業；陶磁器加工業（陶磁器に装飾加工を行うもの）

2248 陶磁器用はい（坯）土製造業

主として陶磁器用材料に用いる各種の原土の精製及び配合を行う事業所をいう。

○陶土精製業；陶磁器用粘土製造業；陶磁器用はい（坯）土製造業

2249 その他の陶磁器・同関連製品製造業

主としてその他の各種陶磁器、同関連製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、庭園用品、植木鉢、水がめ、陶瓶などである。

○植木鉢製造業；セラミックブロック製造業；陶瓶製造業；陶磁器製神仏具製造業；陶磁器素（生）地製造業；陶磁器関連製品素（生）地製造業

225 耐火物製造業

2251 耐火れんが製造業

主として耐火れんが、耐火断熱れんがを製造する事業所をいう。

○耐火れんが製造業；耐火断熱れんが製造業

2252 不定形耐火物製造業

主として不定形耐火物、耐火モルタルを製造する事業所をいう。

○不定形耐火物製造業；耐火モルタル製造業

2259 その他の耐火物製造業

主として人造耐火材その他の耐火物を製造する事業所をいう。

ただし、主としてけいそう土製品を製造する事業所は小分類 228 [2284] に分類される。

○マグネシアクリンカー製造業；合成ムライト製造業；高炉用ブロック製造業；粘土質るつぼ製造業

×不定形耐火物製造業 [2252]；耐火モルタル製造業 [2252]

226 炭素・黒鉛製品製造業

2261 炭素質電極製造業

主として炭素質電極を製造する事業所をいう。

○炭素電極製造業；黒鉛電極製造業

2262 炭素繊維製造業

主として炭素繊維を製造する事業所をいう。

○炭素繊維製造業

2269 その他の炭素・黒鉛製品製造業

主として炭素棒、電気機械用黒鉛ブラシ、特殊炭素製品、黒鉛るつぼ、精製黒鉛、その他の炭素、黒鉛製品を製造する事業所をいう。

主として天然黒鉛の精製、混合を行う事業所も本分類に含まれる。

主として人造黒鉛を製造する事業所は中分類 17 [1729] に分類される。

○電ブラシ（刷子）製造業；炭素棒製造業；特殊炭素製品製造業；黒鉛るつぼ製造業；精製黒鉛製造業；炭素れんが製造業；黒鉛れんが製造業

×高炉用ブロック製造業 [2259]；炭素質電極製造業 [2261]；人造黒鉛製造業 [1729]；炭素繊維製造業 [2262]

227 研磨材・同製品製造業

2271 研磨材製造業

主として天然研磨材及び人造研削材を製造する事業所をいう。

○研削用ガーネット製造業；研削用けい砂フリント製造業；溶融アルミナ研削材製造業；炭化けい素研削材製造業；炭化ほう素、窒素、ほう素などの炭化物・窒化物研磨材製造業；シリコンカーバイト製造業

×シリコン製錬業 [2419]

2272 研削と石製造業

主として人造研削材で研削と石を製造する事業所をいう。

○ビトリフォイド法と石製造業；レジノイド法と石製造業；ゴム法と石製造業；マグネシア法と石製造業

×天然と石製造業 [2279]

2273 研磨布紙製造業

主として天然又は人造の研磨材で研磨布紙を製造する事業所をいう。

○研磨布製造業；耐水研磨布製造業；研磨紙製造業；耐水研磨紙製造業；研磨ファイバ製造業

2279 その他の研磨材・同製品製造業

主としてその他の研磨材・同製品を製造する事業所をいう。

主として石材の切出しを行う事業所は大分類D-鉱業 [054] に分類される。

○再生研磨材製造業；研削と石加工業；天然と石製造業

228 骨材・石工品等製造業

2281 碎石製造業

主として岩石の破碎、選別などを行って土木建築用の碎石を製造する事業所をいう。

○玉石碎石製造業；岩石碎石製造業

×岩石採石業 [054]

2282 人工骨材製造業

主としてけつ岩、フライアッシュ、真珠岩、ひる石などを焼成し、人工骨材を製造する事業所をいう。

○人工骨材製造業；焼成真珠岩（パーライト）製造業；焼成ひる石製造業

2283 石工品製造業

主として花こう岩（せん綠岩及びはんれい岩を含む）、石英粗面岩（浮石を含む）、安山岩、粘板岩、大理石、砂岩、ぎょう灰岩、その他の石材を建築その他の目的のために切せつ（截）造形仕上げを行う事業所をいう。

主な製品は、碑石、墓石、建築用角石などである。

ただし、と石を製造する事業所は小分類 227 [2279] に分類される。

ある程度仕上げられた碑石、墓石を売買し、注文によって文字を刻んだり、仕上げを行ったりするほかは加工を行わない事業所は大分類J-卸売・小売業に分類される。

主として石材の切出しを行う事業所は大分類D-鉱業 [05] に分類される。

- 石材製造業；石細工業；石材切断・切削業；石磨き業；大理石加工品製造業；大理石磨き業；石材彫刻品製造業；石うす製造業；石とうろう製造業；石碑製造業；建築用石材製造業；すずり製造業；石工業（石工品を製造するもの）；敷石製造業；石タイル製造業；舗装タイル製造業（石タイル製のもの）
- ×石工業（個人の注文によって彫刻、仕上げを行い販売するもの）[6099]；採石業 [054]；石製家具製造業 [1499]；天然と石製造業 [2279]

2284 けいそう土・同製品製造業

主としてけいそう土の粉碎及びけいそう土質れんが、こんろなどのけいそう土製品を製造する事業所をいう。

- けいそう土精製業；けいそう土製品製造業；けいそう土製耐火物製造業；けい酸カルシウム保温材製造業；けい酸カルシウム板製造業

2285 鉱物・土石粉碎等処理業

主として雲母、粘土、長石、カオリン、ざくろ石、軽石、石英、ペントナイト、石灰石など土石、岩石、鉱物の粉碎、摩碎、その他の処理を行う事業所をいう。

ただし、主として研削用ガーネット、研削用けい砂フリントを製造する事業所は小分類 227 [2271] に分類される。

- 石粉製造業；つき（搗）粉製造業；クレー製造業（陶石クレー、ろう石クレーを除く）；化学用粘土製造業；雲母精製業；シャモット製造業；ペントナイト精製業；重質炭酸カルシウム製造業
- ×碎石製造業 [2281]；研削用ガーネット製造業 [2271]；研削用けい砂フリント製造業 [2271]

229 その他の窯業・土石製品製造業

2291 ほうろう鉄器製造業

主としてほうろう引き（ガラスライニング加工を含む）をしたちゅう房用品、衛生用品、化学用品、タンク類などを製造する事業所をいう。

- ほうろう鉄器製造業；ほうろう引き食器製造業；ほうろう引き浴槽製造業；ほうろう酒造タンク製造業；ほうろう引き製バット製造業；家庭電機用ほうろう鉄器製造

業；燃焼器具用ほうろう鉄器製造業；看板・標識用ほうろう鉄器製造業；ほうろう製
看板・標識製造業；ほうろうパネル製造業

2292 七宝製品製造業

主として七宝製品を製造する事業所をいう。

○七宝製品製造業

2293 人造宝石製造業

主として材料のいかんを問わず人造宝石類を製造する事業所をいう。

○模造宝石製造業；人造宝石製造業；模造真珠製造業

×人造宝石装身具製造業 [3251]

2294 ロックウール・同製品製造業

主としてロックウール及び保温，断熱，耐火，吸音などに用いられる
ロックウール製品を製造する事業所をいう。

○ロックウール（岩綿，鉱さい綿）製造業；ロックウール製品製造業（板，帶，筒，
ブランケット，フェルト，マット，化粧板，吸音板，シージング板，吹付用ロックウ
ールなど）

2295 石綿製品製造業

主として石綿を主要材料とした石綿布糸，石綿パッキン，ブレーキライ
ニングなど耐熱，絶縁，保温などに用いられる石綿製品を製造する事
業所をいう。

主として石綿スレート及び石綿管を製造する事業所は小分類 222
[2229] に分類される。

○石綿製品製造業；石綿布糸製造業；石綿パッキン製造業；石綿ブレーキライニング
製造業；石綿ジョイントシート製造業；石綿紙製造業；石綿板製造業；石綿絶縁製品
製造業

×石綿スレート製造業 [2229]；石綿管製造業 [2229]

2296 石こう（膏）製品製造業

主として焼石こう，石こうプラスタ，石こうボード，その他の石こう
製品及び石こうを主要材料とする製品を製造する事業所をいう。

○焼石こう製造業；石こうプラスタ製造業；石こうボード製造業；建築用装飾石こう
製品製造業；石こう細工製造業（美術品，置物など）；医療用石こう製造業

2297 石灰製造業

主として石灰石、ドロマイト、貝殻などから生石灰、消石灰、焼成ドロマイトなどを製造する事業所をいう。

○生石灰製造業；消石灰製造業；焼成ドロマイト製造業；苦土石灰製造業；ドロマイトプラスチ製造業；貝灰製造業；軽質炭酸カルシウム製造業

2298 鋳型製造業（中子を含む）

主としてけい砂により鋳造用鋳型・中子を製造する事業所をいう。

○鋳型製造業；中子製造業

×金型製造業 [2696]；木型製造業 [3295]

2299 他に分類されない窯業・土石製品製造業

主として他に分類されない窯業・土石製品を製造する事業所をいう。

○石筆製造業；白墨製造業；雲母板製造業；気硬性セメント製造業；うわ（釉）薬製造業

×人工骨材製造業 [2282]；気泡コンクリート製品製造業 [2229]

中分類23—鉄 鋼 業

総 説

この中分類には、鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所、鉄及び鋼の鋳造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材などを製造する事業所が分類される。

小分類 細分類
番号 番号

231 製 鉄 業

2311 高炉による製鉄業

主として高炉により銑鉄を製造する事業所をいう。

また、一貫作業により鋼材までの製造を行う事業所も本分類に含まれる。

高炉が吹止しているものはこの分類に含まれない。

○高炉銑製造業；圧延鋼材製造業（高炉が稼動しているもの）；普通鋼製造業（高炉が稼動しているもの）；特殊鋼製造業（高炉が稼動しているもの）；钢管製造業（高炉が稼動しているもの）

2312 高炉によらない製鉄業

主として電気炉、小形高炉及び再生炉などにより銑鉄を製造する事業所をいう。

また、主として純鉄、原鉄、ベースメタルなど他に分類されない鉄鋼の製錬を行う事業所も本分類に含まれる。

純鉄粉を製造する事業所は小分類 239 [2399] に分類される。

○電気炉銑製造業；小形高炉銑製造業；再生炉銑製造業；純鉄製造業；原鉄製造業；ベースメタル製造業

2313 フェロアロイ製造業

主としてフェロアロイを製造する事業所をいう。

○合金鉄製造業

232 製鋼・製鋼圧延業

2321 製鋼・製鋼圧延業（転炉、電気炉を含む）

主として転炉、電気炉により鋼塊を製造し、又はその鋼塊から形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼、钢管などの鋼材を製造する事業所をい

う。

転炉、電気炉が休止しているものはこの分類には含まれない。高炉からの一貫作業により鋼材までの製造を行う事業所は小分類 231 [2311] に分類される。

○製鋼業（転炉、電気炉が稼動しているもの）；圧延鋼材製造業（転炉、電気炉が稼動しているもの）；特殊鋼製造業（転炉、電気炉が稼動しているもの）；钢管製造業（転炉、電気炉が稼動しているもの）

233 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）

2331 热間圧延業（钢管、伸鉄を除く）

主として他から受け入れた鋼塊及び鋼半製品から熱間圧延により形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼などの熱間圧延鋼材を製造する事業所をいう。

○熱間圧延業（製鋼を行わないもの）

2332 冷間圧延業（钢管、伸鉄を除く）

主として他から受け入れた薄板、帯鋼などから冷間圧延により冷延钢板、磨帶鋼などの冷間圧延鋼材を製造する事業所をいう。

○冷延钢板製造業；磨帶鋼製造業

2333 冷間ロール成型形鋼製造業

主として他から受け入れた広幅帯鋼、帯鋼から軽量形鋼などを製造する事業所をいう。

○軽量形鋼製造業

2334 钢管製造業

主として他から受け入れた管材、広幅帯鋼、帯鋼などから継目無钢管、電縫钢管、鍛接钢管などを製造する事業所をいう。

○継目無钢管製造業；電縫钢管製造業；ガス溶接钢管製造業；鍛接钢管製造業

2335 伸鉄業

主として他から受け入れた圧延鋼材の発生品、ミスロール、鋼くずなどから熱間又は冷間圧延により棒鋼、薄板などの圧延鋼材を製造する事業所をいう。

○伸鉄製造業；再生仕上钢板製造業